

篠監公表第 2 号  
平成24年 3月26日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 西 田 直 勝

平成23年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので同条第9項の規定に基づき結果を公表する。

記

|        |       |
|--------|-------|
| 〔監査対象〕 | 議会事務局 |
|        | 政策部   |
|        | 総務部   |
|        | 会計課   |

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項による監査）

## 2. 監査の対象

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 議会事務局 |                       |
| 政策部   | 企画課、行政経営課、秘書課         |
| 総務部   | 総務課、職員課、管財契約課、課税課、収税課 |
| 会計課   |                       |

## 3. 監査の期間

平成 23 年 10 月 11 日から平成 24 年 3 月 26 日

■前期調査(H23. 10月～H23. 12月) 議会事務局、政策部

■後期調査(H23. 12月～H24. 3月) 総務部、会計課

## 4. 監査の要領

監査の実施にあたっては、市の財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているかを主眼に、歳入歳出予算の執行状況、組織及び業務内容、契約事務等について、関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員より説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果、議会事務局、政策部、総務部、会計課における歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実施状況等については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

今後とも、効率的な行政の執行と住民福祉の向上のため、適正な事務処理により一層努められたい。

なお、各部、課の監査の結果は次のとおりである。

(注)【歳入】【歳出】各表中

- ①「収納率」と表示のあるものは、調定累計額に対する収入済額の割合を示している。

[ $\text{収納率} = \text{収入済額} / \text{調定累計額} \times 100$ ]

- ②「執行率」と表示のあるものは、予算現額に対する支出負担行為累計額(負担行為累計額)の割合を示している。

[ $\text{執行率} = \text{負担行為累計額} / \text{予算現額} \times 100$ ]

## 議会事務局

### 1. 予算の執行状況及び事務事業の概要

議会事務局の執務体制は職員 5 人である。

議会事務局の予算の執行状況及び事務事業の概要は次のとおりである。

#### (1) 予算の執行状況

議会事務局所管の平成 23 年度の予算執行状況(H23. 9. 30 現在)は次のとおりである。

【歳入】

【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額   | 調定累計額  | 収入済額   | 収納率    |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 一般会計 | 諸収入 | 80,000 | 84,560 | 84,560 | 100.00 |
|      | 計   | 80,000 | 84,560 | 84,560 | 100.00 |

【歳出】

【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額        | 負担行為累計額     | 支出済額        | 執行率   |
|------|-----|-------------|-------------|-------------|-------|
| 一般会計 | 議会費 | 194,531,000 | 135,485,279 | 133,128,319 | 69.65 |
|      | 計   | 194,531,000 | 135,485,279 | 133,128,319 | 69.65 |

#### (2) 事務事業の概要（平成 23 年 9 月 30 日現在）

議会事務局の分掌事務としては、本会議に関すること、議会運営委員会に関すること、常任・特別委員会に関すること、議員の身分に関すること、議員の議員報酬及び費用弁償に関することなどを行っている。

懸案課題事項としては、議場の放送・映像設備等の整備、会議録の全公開、会派室・議会図書室の設置があげられている。

### 2. 監査意見

議会は、憲法をうけて、地方自治法により設置される、意思決定機関であり、本市の場合は 20 名の議員からなる。

また、議会の活動を補助するため、条例の定めるところにより議会事務局が設置されている。

平成 24 年 4 月 1 日からは、新たに篠山市議会基本条例が施行され、議会とともに、議会事務局の役割もますます重要になると推察される。

こうした点を踏まえ、議会事務局の平成 23 年度の所管事務に係る財務及び事業の執行状況について、関係書類調査を実施したところ、今後における事務内容のあり方や所管の各事業の推進にあたり、現時点における課題等を以下に記載する。

#### ①会議録の全部公開について

本会議の会議録については、業者委託により全文筆記として作成されており、ホームページ上に掲載され公開されているが、他の各委員会会議録は、職員による要点筆記で作成されているため、発言者等の要旨やニュアンスに違いが生じる虞もあることから掲載されていない。

しかしながら、平成 24 年度から施行される議会基本条例の開かれた議会を目指す趣旨から、会議録の全公開に向けた取り組みが検討され、会議録の作成が効果的にできる新システムの導入が課題とされている。

については、市民への情報公開を更に進める観点からも会議録の全部公開は、有効であると思

慮されるが新システム導入の検討にあたっては、時期や導入効果など十分に検証され進められたい。

## 政策部

### 1. 予算の執行状況及び事務事業の概要

政策部は、企画課、行政経営課、秘書課の3課からなり、執務体制は職員17人、臨時的任用職員2人、非常勤嘱託員1人である。

政策部の予算の執行状況及び事務事業の概要は次のとおりである。

## 企画課

### (1) 予算の執行状況

企画課所管の平成23年度の予算執行状況(H23.9.30現在)は次のとおりである。

【歳入】 【単位：円、％】

| 会計   | 款     | 予算現額       | 調定累計額     | 収入済額      | 収納率    |
|------|-------|------------|-----------|-----------|--------|
| 一般会計 | 国庫支出金 | 1,341,000  | 0         | 0         | -      |
|      | 県支出金  | 1,862,000  | 0         | 0         | -      |
|      | 財産収入  | 123,000    | 0         | 0         | -      |
|      | 寄附金   | 10,000,000 | 284,733   | 1,054,912 | 370.49 |
|      | 諸収入   | 1,291,000  | 2,180,054 | 2,180,054 | 100.00 |
|      | 計     | 14,617,000 | 2,464,787 | 3,234,966 | 131.25 |

【歳出】 【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額       | 負担行為累計額    | 支出済額       | 執行率   |
|------|-----|------------|------------|------------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 86,129,000 | 34,509,284 | 21,784,507 | 40.07 |
|      | 計   | 86,129,000 | 34,509,284 | 21,784,507 | 40.07 |

### (2) 事務事業の概要（平成23年9月30日現在）

企画課は篠山に住もう帰ろう室、企画係の1室1係からなり、執務体制は職員7人（うち1人は育児休業中）、臨時的任用職員1人である。

分掌事務としては、定住促進に関すること、丹波篠山ふるさと基金に関すること、総合計画に関すること、公共交通に関することなどを行っている。

懸案課題事項としては篠山チルドレンズミュージアムの運営があげられている。

行政経営課

(1) 予算の執行状況

行政経営課所管の平成 23 年度の予算執行状況 (H23. 9. 30 現在) は次のとおりである。

【歳入】

【単位：円、％】

| 会計   | 款              | 予算現額          | 調定累計額         | 収入済額          | 収納率    |
|------|----------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 一般会計 | 地方譲与税          | 282,597,000   | 81,987,086    | 81,987,086    | 100.00 |
|      | 利子割交付金         | 15,314,000    | 7,149,000     | 7,149,000     | 100.00 |
|      | 配当割交付金         | 8,618,000     | 5,573,000     | 5,573,000     | 100.00 |
|      | 株式等譲渡所得割交付金    | 3,589,000     | 0             | 0             | -      |
|      | 地方消費税交付金       | 415,605,000   | 220,798,000   | 220,798,000   | 100.00 |
|      | ゴルフ場利用税交付金     | 144,238,000   | 55,662,355    | 55,662,355    | 100.00 |
|      | 自動車取得税交付金      | 89,909,000    | 26,668,000    | 26,668,000    | 100.00 |
|      | 地方特例交付金        | 95,717,000    | 77,329,000    | 77,329,000    | 100.00 |
|      | 地方交付税          | 8,359,343,000 | 7,572,461,000 | 5,989,566,000 | 79.10  |
|      | 国庫支出金          | 217,288,000   | 0             | 0             | -      |
|      | 財産収入           | 13,819,000    | 7,714,248     | 7,834,248     | 101.56 |
|      | 繰入金            | 2,630,002,000 | 1,302,352,000 | 900,000,000   | 69.11  |
|      | 繰越金            | 299,266,000   | 299,266,436   | 299,266,436   | 100.00 |
|      | 諸収入            | 685,000       | 0             | 372,355       | -      |
|      | 市債             | 892,879,000   | 0             | 0             | -      |
| 計    | 13,468,869,000 | 9,656,960,125 | 7,672,205,480 | 79.45         |        |

【歳出】

【単位：円、％】

| 会計   | 款    | 予算現額          | 負担行為累計額       | 支出済額          | 執行率   |
|------|------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 一般会計 | 総務費  | 1,387,000     | 519,138       | 504,003       | 37.43 |
|      | 公債費  | 5,874,011,000 | 3,020,585,090 | 3,020,585,090 | 51.42 |
|      | 諸支出金 | 599,052,000   | 0             | 0             | -     |
|      | 予備費  | 62,110,000    | 0             | 0             | -     |
|      | 計    | 6,536,560,000 | 3,021,104,228 | 3,021,089,093 | 46.22 |

(2) 事務事業の概要 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

行政経営課は行政改革係、財政係の 2 係からなり、執務体制は職員 7 人である。

分掌事務としては、行政改革の推進に関する事、指定管理者制度に関する事、予算の編成及び執行管理に関する事、地方債に関する事、交付税に関する事、財政状況の公表に関する事などを行っている。

懸案課題事項としては篠山再生計画 (行財政改革編) の推進と財政の健全化があげられている。

秘書課

(1) 予算の執行状況

秘書課所管の平成 23 年度の予算執行状況 (H23. 9. 30 現在) は次のとおりである。

【歳出】

【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額      | 負担行為累計額   | 支出済額      | 執行率   |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 9,080,000 | 4,813,563 | 3,944,663 | 53.01 |
|      | 計   | 9,080,000 | 4,813,563 | 3,944,663 | 53.01 |

## (2) 事務事業の概要（平成 23 年 9 月 30 日現在）

秘書課の執務体制は、職員 2 人、臨時的任用職員 1 人、非常勤嘱託員 1 人である。分掌事務としては、秘書に関する事、市長会等に関する事などを行っている。懸案課題事項としては、こんにちは市長室への新規参加者の獲得があげられている。

## 2. 監査意見

政策部は、平成 23 年度予算の最重要施策である、篠山へ住もう帰ろう運動の推進や普通交付税の合併算定替の段階的縮減による、厳しい財政状況の中、篠山再生計画の推進など、市の中心的な業務を多く担っている。

こうした点を踏まえ、政策部の平成 23 年度の所管事務に係る財務及び事業の執行状況について、関係書類調査を実施した。現在のところ当該事業年度の進捗中ではあるが、今後における事務内容のあり方や所管の各事業の推進にあたり、現時点における課題等を関係課毎に以下に記載する。

### (1) 企画課

#### ① 篠山チルドレンズミュージアムの運営について

篠山チルドレンズミュージアムについては、平成 13 年 7 月から旧多紀中学校の施設を活用した参加体験型の子どものための施設として開設されている。この施設の運営については平成 19 年度までは市直営で運営し、平成 20 年度から篠山再生計画に基づき、利用状況や維持コスト等の見直しにより指定管理者による運営が行われていた。

しかしながら、平成 23 年 10 月 24 日に指定管理者の都合により指定取消しとなり、平成 23 年 12 月末から一時休館となっている。

今後の運営については、現在も設備投資を行っている現状でもあり、市の方針である経費のかからない方法で運営するとの観点から、市の負担の把握、指定管理の問題、利用形態をどうするかなど、廃止も含めた具体的な方針決定を早急に示すべきであると考えます。

### (2) 行政経営課

#### ① 実質公債費比率について

かねてより、実質公債費比率については、健全化判断比率等審査意見書でも意見しているところであるが、本市の実質公債費比率は平成 22 年度決算で 22.5%と非常に高い数値を示しており、将来負担比率と共に財政健全化への大きな懸念材料となっている。

また、今回の定期監査資料で提示された、財政収支見通しでも当分の間、高水準で推移するとされている。

一般会計等に属する地方債残高は、繰上償還などによる効果が大きく確実な減少傾向を示しているため、実質公債費比率にとっても改善方向に働くものである。

しかし、準元利償還金のうち、上下水道の有する企業債等の償還に充てたと認められる繰

入金の額が高額で推移することから、財政収支見通しと、実際の財政収支を注意深く比較しながら、早期健全化団体となる 25.0%に達しないよう早めに対応されたい。

### (3) 秘書課

特記事項なし

## 総務部

### 1. 予算の執行状況及び事務事業の概要

総務部は、総務課、職員課、管財契約課、課税課、収税課の 5 課からなり、執務体制は職員 48 人、臨時的任用職員 2 人、非常勤嘱託員 1 人、日々雇用職員 2 人である。

総務部の予算の執行状況及び事務事業の概要は次のとおりである。

## 総務課

### (1) 予算の執行状況

総務課所管の平成 23 年度の予算執行状況(H23. 11. 30 現在)は次のとおりである。

【歳入】

【単位：円、％】

| 会 計  | 款    | 予算現額       | 調定累計額      | 収入済額       | 収納率    |
|------|------|------------|------------|------------|--------|
| 一般会計 | 県支出金 | 9,289,000  | 9,091,930  | 9,091,930  | 100.00 |
|      | 財産収入 | 0          | 50,000     | 0          | 0.00   |
|      | 寄附金  | 10,268,000 | 10,745,718 | 10,745,718 | 100.00 |
|      | 諸収入  | 3,695,000  | 8,156,445  | 1,809,070  | 22.18  |
|      | 計    | 23,252,000 | 28,044,093 | 21,646,718 | 77.19  |

【歳出】

【単位：円、％】

| 会 計  | 款   | 予算現額        | 負担行為累計額     | 支出済額       | 執行率   |
|------|-----|-------------|-------------|------------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 144,385,000 | 107,238,581 | 68,484,779 | 74.27 |
|      | 消防費 | 35,483,000  | 20,488,392  | 17,547,019 | 57.74 |
|      | 計   | 179,868,000 | 127,726,973 | 86,031,798 | 71.01 |

### (2) 事務事業の概要（平成 23 年 11 月 30 日現在）

総務課は総務係、防災係、情報政策係の 3 係からなり、執務体制は職員 9 人である。

分掌事務としては、条例及び規則等に関すること、情報公開及び個人情報保護制度に関すること、ガス事業清算に関すること、地域防災計画に関すること、危機管理に関すること、電子計算機処理の連絡統制に関すること、市ホームページの管理運営に関することなどを行っている。

懸案課題事項としては、地域防災計画の見直し、自主防災組織の活性化、市ホームページの見直しなどがあげられている。

## 職員課

### (1) 予算の執行状況

職員課所管の平成 23 年度の予算執行状況(H23. 11. 30 現在)は次のとおりである。

【歳入】 【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額      | 調定累計額     | 収入済額      | 収納率   |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-------|
| 一般会計 | 諸収入 | 7,756,000 | 5,322,018 | 4,553,828 | 85.57 |
|      | 計   | 7,756,000 | 5,322,018 | 4,553,828 | 85.57 |

【歳出】 【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額        | 負担行為累計額     | 支出済額        | 執行率   |
|------|-----|-------------|-------------|-------------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 237,065,000 | 137,356,228 | 136,508,004 | 57.94 |
|      | 計   | 237,065,000 | 137,356,228 | 136,508,004 | 57.94 |

(2) 事務事業の概要（平成 23 年 11 月 30 日現在）

職員課の執務体制は、職員 6 人である。

分掌事務としては、職員の人事に関する事、職員の給与に関する事、職員の研修に関する事などを行っている。

懸案課題事項はないとされている。

(3) 職員数及び職員人件費の推移

平成 19 年度から平成 23 年度の職員数及び職員人件費の状況は次のとおりである。平成 23 年度の職員数は 462 人で、平成 19 年度に比べ 18.4%減少している。また、平成 23 年度の職員人件費(予算額)3,847,743 千円は、平成 19 年度に比べ 15.5%減少している。

正規職員数及び職員人件費の推移

|          | 職員数 (4 月 1 日現在) |            | 職員人件費     |            |
|----------|-----------------|------------|-----------|------------|
|          | (人)             | H19 年度比(%) | (千円)      | H19 年度比(%) |
| 平成 19 年度 | 566             | 100.0      | 4,552,198 | 100.0      |
| 平成 20 年度 | 505             | 89.2       | 4,050,340 | 89.0       |
| 平成 21 年度 | 480             | 84.8       | 3,822,345 | 84.0       |
| 平成 22 年度 | 472             | 83.4       | 3,840,870 | 84.4       |
| 平成 23 年度 | 462             | 81.6       | 3,847,743 | 84.5       |

(職員人件費：平成 23 年度は予算額、他は決算額)

## 管財契約課

### (1) 予算の執行状況

管財契約課所管の平成 23 年度の予算執行状況 (H23. 11. 30 現在) は次のとおりである。

【歳入】

【単位：円、％】

| 会計              | 款        | 予算現額       | 調定累計額      | 収入済額       | 収納率    |
|-----------------|----------|------------|------------|------------|--------|
| 一般会計            | 使用料及び手数料 | 34,139,000 | 17,205,592 | 15,916,552 | 92.51  |
|                 | 財産収入     | 7,507,000  | 13,674,088 | 12,136,133 | 88.75  |
|                 | 繰入金      | 3,218,000  | 0          | 0          | -      |
|                 | 諸収入      | 500,000    | 667,370    | 636,297    | 95.34  |
|                 | 計        | 45,364,000 | 31,547,050 | 28,688,982 | 90.94  |
| 公営駐車場事業<br>特別会計 | 繰越金      | 413,000    | 412,569    | 412,569    | 100.00 |
|                 | 諸収入      | 4,800,000  | 4,800,000  | 1,200,000  | 25.00  |
|                 | 計        | 5,213,000  | 5,212,569  | 1,612,569  | 30.94  |

【歳出】

【単位：円、％】

| 会計              | 款   | 予算現額        | 負担行為累計額     | 支出済額       | 執行率   |
|-----------------|-----|-------------|-------------|------------|-------|
| 一般会計            | 総務費 | 163,484,000 | 120,838,272 | 89,267,500 | 73.91 |
|                 | 計   | 163,484,000 | 120,838,272 | 89,267,500 | 73.91 |
| 公営駐車場事業<br>特別会計 | 管理費 | 5,113,000   | 935,520     | 934,920    | 18.30 |
|                 | 予備費 | 100,000     | 0           | 0          | -     |
|                 | 計   | 5,213,000   | 935,520     | 934,920    | 17.95 |

### (2) 事務事業の概要 (平成 23 年 11 月 30 日現在)

管財契約課は管財係、契約係、営繕係の 3 係からなり、執務体制は職員 12 人、臨時的任用職員 1 人、非常勤嘱託員 1 人である。

分掌事務としては、公有財産に関すること、庁舎の管理及び営繕に関すること、工事、製造の請負又は物品の購入に係る入札及び契約に関すること、公の施設の工事監理及び監督に関することなどを行っている。

懸案課題事項としては、市有地等の売却、最低制限価格算定式の検討などがあげられている。

## 課税課

### (1) 予算の執行状況

課税課所管の平成 23 年度の予算執行状況 (H23. 11. 30 現在) は次のとおりである。

【歳出】

【単位：円、％】

| 会計   | 款   | 予算現額       | 負担行為累計額    | 支出済額       | 執行率   |
|------|-----|------------|------------|------------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 69,623,000 | 49,200,402 | 37,578,012 | 70.67 |
|      | 計   | 69,623,000 | 49,200,402 | 37,578,012 | 70.67 |

### (2) 事務事業の概要 (平成 23 年 11 月 30 日現在)

課税課は市民税係、固定資産税係の 2 係からなり、執務体制は職員 12 人 (うち 1 人は育児休業中)、臨時的任用職員 1 人である。

分掌事務としては、市県民税、法人市民税、軽自動車税等の調査及び賦課に関すること、税

務統計及び税制調査に関すること、土地及び家屋の調査並びに賦課に関することなどを行っている。

## 収税課

### (1) 予算の執行状況

収税課所管の平成 23 年度の予算執行状況(H23. 11. 30 現在)は次のとおりである。

【歳入】

【単位：円、％】

| 会計   | 款        | 予算現額          | 調定累計額         | 収入済額          | 収納率    |
|------|----------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 一般会計 | 市税       | 5,095,628,000 | 6,045,994,846 | 4,028,260,523 | 66.63  |
|      | 使用料及び手数料 | 3,840,000     | 2,555,760     | 2,555,760     | 100.00 |
|      | 県支出金     | 59,100,000    | 33,757,441    | 33,757,441    | 100.00 |
|      | 諸収入      | 4,878,000     | 8,814,980     | 9,060,053     | 102.78 |
|      | 計        | 5,163,446,000 | 6,091,123,027 | 4,073,633,777 | 66.88  |

### (2) 事務事業の概要（平成 23 年 11 月 30 日現在）

収税課は収納対策係、徴収係の 2 係からなり、執務体制は職員 8 人、日々雇用職員 2 人である。

分掌事務としては、市税の収入整理に関すること、納税指導及び相談に関すること、市税等の滞納処分に関すること、差押財産の公売処分及び換価の猶予に関することなどを行っている。懸案課題事項としては、市税等未収金徴収の取組みがあげられている。

## 2. 監査意見

総務部は、人事、防災、税務、財産管理など非常に幅広い業務を行っていることもあり、5 課体制と部の規模も大きい。なかでも、歳入の根幹たる市税の徴収を筆頭に、未収金の抑制及び徴収確保を決算審査時などの機会を通じて、意見しているところである。

こうした観点から、総務部の平成 23 年度の所管事務に係る財務及び事業の執行状況について、関係書類調査を実施した。現在のところ当該事業年度の進捗中であるが、現時点における課題等を関係課毎に以下に記載する。

### (1) 総務課

#### ① 防災体制について

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災が発生し、太平洋沿岸で大津波による甚大な被害が発生し、世界中からの支援と共に本市からも宮城県南三陸町をはじめとして、市民による支援活動と連携した取り組みが行われたところである。

中でも被災地の要望による篠山産コシヒカリの各戸配布には、市民より約 40t の新米を提供いただき、市民ボランティア 69 人の参加を得て手渡しで行われた。

また、このような状況の下、地域防災計画の見直しや、市民レベルでの防災意識の喚起につながる防災訓練、防災学習などを通して自主防災組織の活性化や育成に取り組み、災害発生時の対応に最も有効な共助精神の普及に努められている。

災害が比較的少ない本市であるが、備蓄品に対する考え方を整理した上で、防災資機材や緊急食材の備蓄品確保に万全を期されたい。

## ②ガス料金の未収金について

平成 15 年度末をもって、民間へ移譲されたガス事業であるが、現在もガス料金等の一部に未収金が存在しており、件数にして 89 件、滞納額は 6,027,375 円に及ぶ。

その対策としては、当該未収金の徴収業務について、平成 23 年 9 月末まで上下水道部の上下水道料金徴収業務委託業者へ委託が行われている。

しかし、平成 21 年度以降は徴収実績がなく、今後の対応方法の検討が急がれる。

滞納者は、市内居住者が 45 件、死亡や転居先不明などによるものが 44 件となっているが、職員による徴収業務推進強化により、支払い能力のある滞納者には法的な措置や、徴収困難事案については不良債権として、債権処分などを検討され、債権管理に万全を期されたい。

## (2) 職員課

### ①職員の定数管理について

職員の定数管理については、篠山再生計画に基づき平成 25 年 4 月で正規職員数を 450 名とする方針が示され、平成 19 年度以降減少傾向にある。

また、非常勤嘱託員や日々雇用職員については、国の経済対策交付金関係の雇用により増加している。

職員数が定数目標に向けて減少していくことで、職員一人あたりの業務量の増加による市民サービスの質の低下や職員の労働安全衛生における懸念とともに住民ニーズの多様化への対応力を高めることが求められると思慮される。

こうした状況を随時に把握し、適正員数の管理に努められたい。

### (3) 管財契約課

#### ①市有地の有効活用について

本市では逼迫する財政状況に対応するため、平成 18 年度から市有地の売却による歳入確保の推進に取り組まれており、売却済み件数は 11 件、売却価格は 78,056 千円となっている。

売却・活用予定地には、旧警察署跡地や旧丹南支所跡地など規模の大きい物件もあり、不動産業者等を介して売却も検討される中で、早期に実現するよう更なる努力をされたい。

なお、貸付地の契約更新時には、買取の要請を積極的に働きかけるとともに、維持管理経費の削減や税収の確保の観点からも、売却推進に向けた取り組みを更に進められたい。

#### ◎ 市有財産（土地）売却等予定地（平成 23 年度）

| 地目      | 所在地            | 面積 (㎡)    | 売却公募金額 (円) | 備考                         |
|---------|----------------|-----------|------------|----------------------------|
| 売却予定地   |                | 7,816.50  |            |                            |
| 宅地      | 東岡屋字桶屋下        | 3,306.41  | 45,960,000 | 旧警察署跡地                     |
| 宅地      | 西岡屋字北浦ノ坪       | 183.42    | 2,550,000  | 更地                         |
| 宅地      | 住吉台 (8-8)      | 284.02    | 6,590,000  | 〃                          |
| 宅地      | 住吉台 (28-10)    | 329.96    | 7,610,000  | 〃                          |
| 宅地      | 住吉台 (33-4)     | 235.19    | 5,160,000  | 〃                          |
| 宅地      | 波賀野字古屋敷ノ坪      | 1,504.45  |            | 旧波賀野住宅跡地 (境界確認中)           |
| 宅地      | 見内字フケノ坪        | 1,309.07  |            | 旧古市保育園跡地 (境界確認中)           |
| 宅地      | 西新町 (51) 他 2 件 | 315.98    |            | 市道城西線残地 (隣接者へ交渉)           |
| 宅地      | 味間奥字音羽ノ坪       | 348.00    |            | 境界確認等事務手続き                 |
| 活用予定地   |                | 31,903.42 |            |                            |
| 宅地他     | 杉字美輪町ほか        | 11,569.55 |            | 旧丹南支所跡地 (利用計画を検討)          |
| 宅地      | 西新町 (25)       | 834.71    |            | 小林家長屋門北 (地域で活用検討)          |
| 宅地      | 西新町 (87.89)    | 1,348.75  |            | 安間家資料館南 (地域で活用検討)          |
| 田       | 丸山 184-1 ほか    | 1,116.04  |            | 丸山キャンプ場跡地 (地域で検討)          |
| 学校用地    | 中 486-1        | 1,378.00  |            | 大芋保育園跡地 (自治会と検討)           |
| 宅地他 8 件 | 大山新字川向坪他 8 件   | 15,656.37 |            | 旧大山保育園 (大山里づくり協議会活用) 他 8 件 |
| 合計      |                | 39,719.92 |            |                            |

### (4) 課税課

#### ①税負担の公平性の保持について

市税は、平成 22 年度決算において普通会計の歳入総額の 26.5%を占める主要な歳入項目である。

その市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税があり、課税方式は、申告納税と賦課課税がある中で、税目に応じてその方式が定められている。

市は、市民が豊かで健康な暮らしができるよう、日々の生活に直接結びついた身近な仕事

を広範囲にわたり行っており、そのため多額の費用が必要となることから、その資金となる地方税は、多くの住民に分担して納付されることが望ましいとされている。

そのため、税負担の公平性が確保されるよう、課税客体の把握や申告等に漏れが無いように、厳密な業務を継続して取り組まれない。

## (5) 収税課

### ① 収納体制の保持について

収税課は、市税と国民健康保険税の徴収業務を担っている。

収税課の主要な業務に、過年度から累積した高額な滞納税の徴収業務があり、本年度当初における両税の未収金総額は6億7300万円余であり、市の懸案事項となっている。

その取り組みとして、差押やインターネット公売などの積極的な取り組みと共に、県緊急雇用就業機会創出事業による臨時職員2名による電話催告が行われている。

また、本年度には、11月から2月の間に全職員による徴収活動で、現年度課税分を翌年度へ残さない取り組みや、納税環境の改善策として、軽自動車税と国民健康保険税についてはコンビニエンス・ストアで納付ができるよう改正がなされている。

今後とも、各種の研修等を通じて担当職員の能力と共に組織としての徴収力の向上に努めることや新たに導入した納税環境の改善策については、導入効果が高まるように周知等に努められたい。

## 会計課

### 1. 予算の執行状況及び事務事業の概要

会計課の執務体制は職員5人（うち1人は産前産後休暇中）、臨時的任用職員2人である。会計課の予算の執行状況及び事務事業の概要は次のとおりである。

#### (1) 予算の執行状況

会計課所管の平成23年度の予算執行状況(H23.11.30現在)は次のとおりである。

【歳出】

【単位：円、％】

| 会 計  | 款   | 予算現額      | 負担行為累計額 | 支出済額    | 執行率   |
|------|-----|-----------|---------|---------|-------|
| 一般会計 | 総務費 | 1,672,000 | 644,585 | 639,303 | 38.55 |
|      | 計   | 1,672,000 | 644,585 | 639,303 | 38.55 |

#### (2) 事務事業の概要（平成23年11月30日現在）

会計課の分掌事務としては、支出負担行為の確認に関する事、支出命令書の審査に関する事、現金の出納及び保管に関する事、一時借入金に関する事などを行っている。

懸案課題事項はないとされている。

## 2. 監査意見

会計課は、本市の会計事務を行う部署であり、会計管理者が所属長となっており、会計管理者を補助する職員も合わせて配置されている。

会計管理者は従来の収入役が廃止され、平成19年4月から設置することとされた。会計管理者は設置の規定のみならず、その他も地方自治法に直接規定されており、会計事務に関し強い

権限と責任を有している。

こうした点を踏まえ、会計課の平成 23 年度の所管事務に係る財務及び事業の執行状況について、関係書類調査を実施し現時点における意見を以下に記載する。

①公金の管理について

本年度、市立今田公民館で侵入者による盗難事件が発生し、施設の一部が破壊され公金を失うこととなった。

その公金相当額は保険金で損失補填がされたものの、公金管理の重要性を再認識したところである。

現在も行われているとおり、全ての出先機関で収納する公金を速やかに、指定金融機関等に収納されることが継続されるよう監視されるとともに、出先機関をはじめ多くの部署の現金を扱う出納職員に現金を保管させている「つり銭」の取扱についても、引き続き管理状況と、金額の妥当性の点検をされたい。

なお、「つり銭」の取扱について、法令上に規定は見受けられないが、地方自治法施行令第 173 条の 2 の規定に基づき、財務規則等で定めておくことを検討されたい。